（介護予防）ショートステイ　ラ・メール小中野　運営規程

（事業の目的）

第１条　この事業が行う介護予防短期入所生活介護の事業は、高齢者が要支援状態となった場合においても、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活にわたる援助を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるように支援することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

（１）　指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。

（２）指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし使用者又はその家族に対し、サービスの提供方法については、理解しやすいように説明を行う。

（３）指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

（４）常に利用者の心身の状況、その置かれている環境との的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

（事業所の名称及び所在地）

第３条　この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（１）名　称　　ショートステイラ・メール小中野

（２）所在地　　青森県八戸市小中野五丁目 10 番 1 号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（１）管理者（施設長）　１名　（本体施設と連携）

本体施設と連携しながら、施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、従業者に必要な指揮命令を行う。

（２）医師　１名（嘱託医）

利用者に対して、必要な健康管理及び療養上の指導を行う。

（３）生活相談員　２名（常勤）

利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。

（４）介護職員　１３名以上

利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

（５）看護職員　　２名以上

利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。

（６）管理栄養士　１名（本体施設と連携）
本体施設と連携しながら、食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導を行う。
（７）事務職員　１名（常勤）
必要な事務を行う。
（８）機能訓練指導員　１名（看護職員と兼任）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
（９）介護支援専門員　２名（生活相談員と兼任）
施設サービス計画の作成等を行う。
（10）清掃員　２名
清掃、洗濯等を行う。

（利用定員）
第５条　この事業所の定員は、次のとおりとする。
１０名とする。（指定短期入所生活介護も含む）ただし、特別養護老人ホームの利用者に空きがある場合は、空床利用もできるものとする。

（短期入所生活介護の内容）
第６条　この事業所が行う介護予防短期入所生活介護は、次のとおりとする。
（１）給食サービス　　栄養士の立てる献立表により栄養及び嗜好を考慮した食事を提供する。
（２）入浴サービス　　週に最低２回入浴サービスを行う。
（３）生活相談　　生活相談員に、日常生活に関することなどについて、相談できる。
（４）機能訓練　　生活機能の改善又は、維持のための機能訓練を行う。
（５）介護　　食事、排泄、入浴等日常生活全般において実施する。
（６）健康管理　　医師の指示により健康管理、保健指導を行う。
（７）レクリエーション　グループワーク、趣味、その他行事、随時ボランテイアの慰問もある。

（利用料その他の費用の額）
第７条　サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、１割とする。ただし、所得が一定以上の場合はその２割又は３割とする。費用の詳細は「重要事項説明書」の通りとする。
２　前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
（１）食　費　　１日につき１，５４５円（朝食４５０円、昼食５６５円、夕食５３０円）
（２）居住費　　従来型個室　１日につき１，２３１円
多床室　　１日につき　　９１５円
（３）希望食　　実費
（４）理美容代　　実費

（５）健康管理　　インフルエンザ等予防接種費用　　実費
（６）レクリエーション、クラブ活動費　　実費

３　特定入所者介護サービス費の適用になる方の負担額は次のとおりとなります。

☆利用者負担第１段階

	居　住　費	食　費
従来型個室	380 円	300 円
多床室	0 円	

☆利用者負担第２段階

	居　住　費	食　費
従来型個室	480 円	390 円
多床室	430 円	

☆利用者負担第３段階①

	居　住　費	食　費
従来型個室	880 円	1,030 円
多床室	430 円	

☆利用者負担第３段階②

	居　住　費	食　費
従来型個室	980 円	1,360 円
多床室	530 円	

☆利用者負担第４段階

	居　住　費	食　費
従来型個室	1,231 円	1,545 円
多床室	915 円	

４　サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、利用者の同意を得る。

（通常の送迎の実施地域）

第８条　通常の送迎の実施地域は、八戸市、三戸郡の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第９条　利用者は、常に主体的な生活をおくることを旨とし、次のことに留意する。

（１）他人に迷惑を及ぼし、共同生活を乱すような言動は慎み、相互の親和に努めること。

（２）喫煙及び火気使用の場所並びに時間については、利用者間の規則を遵守すること。

（３）外出又は、外泊をするときは、あらかじめ申し出ること。

（緊急時における対応方法）

第１０条　指定介護予防短期入所生活介護従業者は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告するものとする。

（非常災害対策）

第１１条　消防法施行規定第３条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対応する計画に基づき、また消防法第８条に規定する防火管理者を設置して日常災害対策を行う。

（１）防火管理者は事業管理者を当て、火元責任者には事業所介護職員を当てる。

（２）始業時・就業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う。

（３）日常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。

（４）日常災害整備には、常に有効に保持するよう努める。

（５）火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

（６）防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

①防火教育及び基本訓練（消火・通報・訓練）　　月１回以上

②利用者を含めた総合訓練　　年１回以上

③非常災害用設備の使用の徹底　　随時

（７）その他の必要な災害用防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（虐待防止に関する事項）

第１２条　利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

（１）虐待の防止のための対策検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）虐待防止のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。

（４）上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他の運営に関する重要事項）

第１３条　従業者の資質向上のため、内部研修は月１回以上及び外部研修は年３回以上の機会を設けるものとする。

２　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

３　従業者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においても、これらの者の秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。

４　この規定に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人　吉幸会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和３年５月２５日から施行する。

この規定は、令和３年８月　１日から施行する。

この規定は、令和６年８月　１日から施行する。

この規定は、令和８年８月　１日から施行する。